



## 5. 申請方法

次の必要書類をそれぞれ期限までに、役場子ども課へ提出してください。郵送でも可能です。

### ● 補助金受給資格の認定申請

すべての要件を満たしてから 30 日以内に以下の書類を添えて申請してください。(7～8月中に要件を満たす人は、9月30日までに申請すると、さかのぼって認定します)

- ① 益城町待機児童緊急支援助成事業補助金受給資格認定申請書
- ② 認可外保育施設利用状況証明書
- ③ 町税など未納がないことを証明する書類(納税証明書など)

### ● 補助金交付申請

補助金受給資格の認定がされた場合は、受給資格認定通知書および補助金交付申請書を直接送付しますので、次の書類を添えて補助金支給対象期間内に補助金の交付申請を行ってください。

- ① 益城町待機児童緊急支援助成事業補助金交付申請書
- ② 補助金の申請のために必要となる書類(認可外保育施設利用料の領収証や支払額明細書など)
- ③ 振込先通帳のコピー

補助金交付申請は、申請期限を過ぎると補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

### 補助の対象になる期間と交付される月

支給対象期間	交付される月
7月～9月分	11月
10月～12月分	2月
1月～3月分	5月

### 補助金のイメージ

認可外保育施設の保育料

認可保育所の保育料

差額を補助

※補助金には年齢ごとの限度額があります。

子育て日本一を目指して

# 保護者の負担を 軽減します

～待機児童緊急支援助成事業～

本年度から、認可保育所の入所資格を満たし、入所申し込みを行っても入所できずに、認可外保育施設に入所している児童の保護者の経済的な負担軽減のため、待機児童緊急支援事業が始まりました。

対象者は補助金の交付を受けることができます。

## 1. 交付を受けられる人

- ① 町内に住所があり居住している人
- ② 認可保育所の入所要件を満たして入所申し込みを行ない、入所できずに待機していること。(両親とも就労中などであること)  
※求職中の人は対象になりません。
- ③ 児童が、月単位契約で認可外保育施設に1日4時間以上かつ13日以上通っていること。(一時預かりや延長保育などは対象外)
- ④ 認可保育所の保育料や、町民税などを滞納していないこと。

## 2. 対象施設

保育所業務を目的とし、県または熊本市の認可を受けていない施設。(町外も含む。ただし、事業所内保育所や英会話などを主目的とする施設を除く)

## 3. 補助対象の経費

保護者が負担した月額保育料と昼食代を合計した額。(延長料などは含まない)

## 4. 補助金額

- ・保護者が負担した補助対象の経費から、認可保育所に入所した場合の保育料月額相当を差し引いた額とします。
- ・下表のとおり年齢(平成25年3月31日時点の満年齢)ごとの限度額があります。

### 補助金の限度額

0歳	11,000円
1歳・2歳・3歳	9,000円
4歳・5歳	3,000円